

南房総市中継施設場内処理業務委託仕様書

受注者は、南房総市（以下、「発注者」という）が委託する南房総市中継施設場内処理業務委託をこの仕様書に記載された内容に基づき履行するものとする。

1 基本事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、道路運送車両法、千葉県、南房総市の関係条例並びにその他関係法規を遵守し、南房総市中継施設（以下、「本施設」という。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に定める一般廃棄物（し尿及びがれきを除く、以下「ごみ」という。）の場内処理業務を行う。

2 目的

この仕様書は、南房総市及び鋸南町から本施設へ収集運搬又は持ち込まれたごみの処理業務を衛生的、適正かつ安全に実施するための仕様とする。

3 委託業務名

南房総市中継施設場内処理業務委託

4 委託期間

委託期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3箇年とする。

5 契約締結後の届出

受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとし、契約期間中に変更が生じた時は、その都度必ず書面にて発注者に報告しなければならない。

- (1) 場内処理の責任者、作業員の名簿並びに配置計画書
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 作業員の雇用を証明する書類及び労働安全衛生法による各車両の技能講習終了証の写し。

6 場内処理業務

本施設へ持ち込まれたごみを、次のとおり処理をすること。場内整理要員として常時10名以上配置した上で、業務が完遂できる人数を配置すること。なお、市で想定している人員配置は以下のとおりである。

項目	想定人数
一般車両受付ヤード対応	3
空き缶プレス作業	2
破袋・分別・分解・場内運搬・保管・備品整理	5
(予備人員)	1

- (1) 発注者の指定する品目毎に分類すること。
- (2) 場内への持ち込みに対し、発注者管理車両及び重機（ショベルローダ、バックホウ（3点式機械フォーク）、フォークリフト）を必要に応じて使用し、対応すること。ただし、車両及び重機については、資格（免許証等）を有する者が操作・運転すること。
- (3) プラスチック類、金物類、ビン、ガラス・せとの類、古紙・布類は必要に応じて破袋し、搬出しやすいように資源棟で整理集積すること。主な品目ごとの作業の流れは別紙1に、搬出量は別紙2を参照。
- (4) 小型家電はできる限り電池及びバッテリー等を外し集積すること。
- (5) 空き缶は選別・圧縮機を使用してブロック状に成型すること。
- (6) 可燃性粗大ごみ等（家具、布団、ベッド、その他草・木・小枝等）の整理整頓や破砕機への運搬を行うこと。
- (7) 自己搬入によるごみを一般車両受付ヤードにて受付け、分類して中継棟または資源棟に運搬すること。
- (8) 収集に使用したカゴや網の整理を行うこと。
- (9) その他発注者の指示するものを実施すること。
- (10) 可燃ごみの積替え及び可燃性粗大ごみの破砕は業務対象外とする。

7 付帯業務

- (1) 本施設内を常に清潔に保つため適宜、清掃、整理整頓を行うこと。なお、その際に使用する用具（表1 清掃用具一覧）は受注者で用意し、所定の場所に保管すること。
- (2) 業務で使用する設備、機器（ショベルローダ、バックホウ、フォークリフト、洗車設備等）、道具の保守管理をし、整理整頓をすること。
- (3) 使用車両の洗車、日常保守機能点検（道路運送車両法第47条の2第1項）を行うこと。
- (4) 搬入路及び施設周辺沿道の草刈りを行うこと。
 - ① 草刈りの範囲 別紙3参照（赤線部分）
 - ② 草刈りの時期 年間5回とし、時期は発注者の指示によること
 - ③ 刈払機及び燃料の用意・管理は、受注者負担で行うこと。
 - ④ 事故等については十分に留意し、安全第一に行い、万が一事故が起きた場合は、受注者の保険にて対応すること。
- (5) 施設周辺の側溝清掃（別紙3参照（緑線部分））を適宜行う。
- (6) 場内（周囲含む）の草刈りを適宜行う。
- (7) 市内環境美化運動としてごみゼロ運動等に協力し、廃棄物処理に従事することとし、発注者が選任する監督職員の指示のあった時間に人員を配置す

ること。

表1 清掃用具一覧

床ほうき	年間使用量	およそ	20本
竹ほうき	年間使用量	およそ	120本
ちりとり	年間使用量	およそ	5個
金熊手	年間使用量	およそ	5本
竹熊手	年間使用量	およそ	60本
手箕	年間使用量	およそ	10個
ゴム製水切り	年間使用量	およそ	10本

8 従業員に対する労働基準法及び最低賃金法の厳守

- (1) 本業務の遂行に際し、受注者は従業員に対して労働条件の明示、賃金の支払いなど適正な労働条件を確保すること。
- (2) 労災保険、雇用保険、厚生年金等に参加し、その書類が整い次第、発注者へ写しを提出すること。
- (3) 労働基準法及び最低賃金法を厳守すること。

9 従業員が業務に従事する日及び時間

- (1) 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間は、正午から午後1時までとする。休憩時間を指定してあるが、作業状況に応じて休憩時間を調整することができる。ただし、休憩時間を減らすことのないように調整すること。
- (2) 祝日の本施設稼働日は、前号と同様とする。
- (3) 土曜日及び日曜日の本施設稼働日については、午前8時30分から午後0時30分まで場内整理として配置すること。なお、作業が終了した場合は、市職員の下承を得て、終了時間以前に業務を終了することができる。なお、第6項本則で示した常時配置人数は適用しない。
- (4) 業務への従事を要さない日は、以下の通りとする。
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する祝日のうち、以下の祝日及び休日
元日、建国記念の日、天皇誕生日、春分の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、スポーツの日、文化の日、勤労感謝の日及び9月を除く国民の休日
上記を基本とするが、市のごみ収集状況に応じて変更する可能性がある。
 - ・1月2日及び1月3日
 - ・第1土曜日、第2日曜日、第3土曜日、第4日曜日、第5土曜日
- (5) 12月29日から12月31日までの業務への従事は原則として第1号の規定に準ずることとするが、市のごみ収集状況に応じて別に定めることとする。
- (6) 前5号に定めるもののほか、従事する日及び時間の変更が必要になる場合は、発注者と受注者が協議することとする。

1 0 作業の安全衛生対策

- (1) 作業にあたっては安全を十分に確保し、安全講習を適宜行い、作業の安全管理に留意するとともに、衛生面にも配慮し健康診断等を実施すること。予防接種（B型肝炎）についても適宜実施すること。また、熱中症対策として、必要な措置を講じること。
- (2) 危険防止に努め、また公害等が発生しないよう衛生的なごみ処理を行うこと。
- (3) 勤務時間内は休憩時間を除き禁煙とし、本施設敷地内では完全禁煙とする。
- (4) 作業員は、作業服、ヘルメット又は帽子、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に清潔に保つこと。

1 1 業務委託料支払い等

- (1) 支払いは、月額払いとする。
- (2) 受注者は、委託料を請求するときは、支払請求書を発注者に提出（当月分を翌月5日までに請求すること。ただし、3月分については、3月末日をもって請求すること。）しなければならない。

1 2 報告事項

- (1) 毎日、業務状況を記録し、月単位にまとめ、業務日誌（業務作業員の名簿や作業内容）とともに翌月の10日までに報告しなければならない。
- (2) 作業中に事故等が発生した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、相手がある場合には誠意を持って対応し、受注者の責任において解決するものとする。事故発生後は、可及的速やかに事故報告書を書面にて発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、労働災害等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、自ら適切な処置を講ずること。
- (4) 受注者が市民等から業務に関する苦情等を受けたときは、直ちに事実確認を行い、発注者に報告しなければならない。
- (5) 第5項により届け出た内容に変更があった場合は、速やかに報告すること。

1 3 損害賠償

受注者は、委託業務の遂行に際し、発注者及び第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

1 4 契約の解除

発注者は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受注者が契約書及びこの仕様書に違反したとき。
- (3) 受注者の不信行為により、発注者がこの契約を継続することができないと認めるとき。
- (4) 発注者が廃棄物行政上、この契約を継続することができないと認めるとき。

- (5) 受注者が委託契約を行うための機材及び人材の確保を、発注者が定めた期日までに準備ができないとき。
- (6) 受注者が発注者の指示に従わなかったとき。

1 5 解除の場合の補償責任免除

発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、受注者に対して補償その他いかなる便宜の供与も行わないものとし、受注者は、一切の要求を行わないものとする。

1 6 その他

- (1) 業務の詳細については、発注者が選任する監督職員と協議し、状況に応じた業務を行い、発注者の行う一般廃棄物処理計画が円滑に遂行するよう努めること。
- (2) 従業員の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、発注者が従業員の変更を受注者に指示できるものとする。
- (3) 毎年定期的に従業員の健康状態を確認するとともに、業務従事者には、従業員の健康状態に留意し、本業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の従業員を用意すること。
- (4) 本施設の運営が円滑に行われるよう配慮、協力すること。
- (5) 本施設全体の運営、施設管理、計量は市職員が行う。
- (6) 万が一、災害が発生した場合は市災害対策本部に協力するものとする。
- (7) 現場事務所として従業員室（更衣室、トイレ等含め約 5 0 m²）を無償貸与するが、退去時は入居時の状態に戻し退去すること。なお、退去の際は、発注者の検査を受け、損傷部分については、修繕対応すること。ただし、自然災害や経年劣化等不可抗力による損傷については、発注者は修繕を求めない。
- (8) 現場事務所の電力については、その使用量に応じて市が電気料金を請求するので、負担すること。
- (9) 節水に心がけること。
- (10) 受注者は、本業務の処理の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (11) 発注者は本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度受注者に指示することができる。この場合において、受注者は当該指示に従わなければならない。
- (12) 本業務従業員に対して十分な研修、教育及び指導等を行い、適正に収集及び場内整備を履行することができる体制を整備すること。なお、その費用については、受注者の負担とする。
- (13) 受注者は、業務の履行にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間が満了した後も同様とする。
- (14) 本契約で発注者管理の車両や重機を業務内で適正に使用し、事故が起きた場合は、発注者加入の保険で対応するが、契約に逸脱した行為や法令違反を起こした場合はこの限りでない。
- (15) 本業務は令和 9 年度から新規で開始する業務であることを踏まえ、受注者

からの業務上の課題解決に係る協議に対して、発注者は誠実に対応することとし、必要に応じて契約を変更するものとする。

1 7 業務の引継ぎ

- (1) 受注者は、委託契約の締結の日から発注者が必要と認める期間において、発注者から指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、業務満了日の翌日から発注者が必要と認める期間において、次期受注者に対し、指導を行わなければならない。
- (3) 前号に規定された業務に費用が発生する場合、指導する側、指導を受ける側の両方で協議し、負担額を決めること。

1 8 疑義

本仕様書及び委託期間中に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して定める。

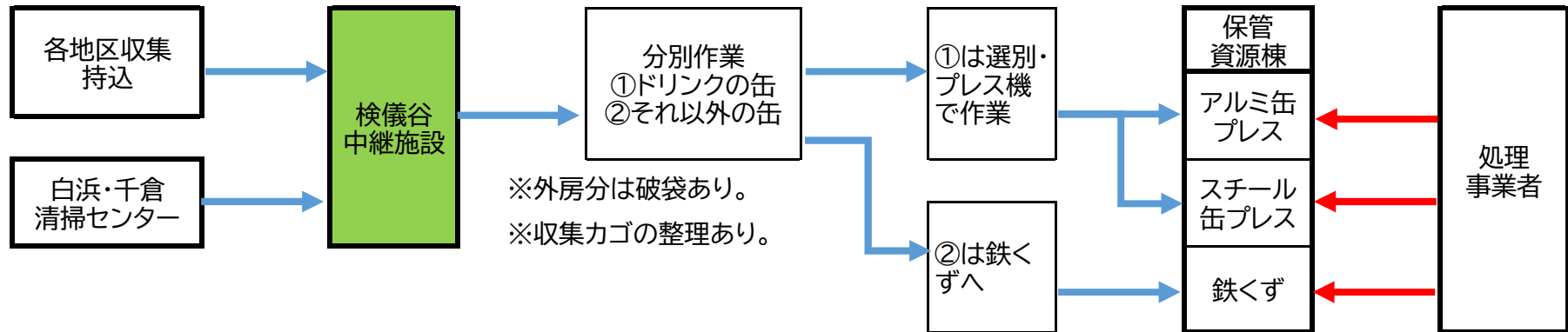
1. プラスチックの処理イメージ(全地区地区共通)



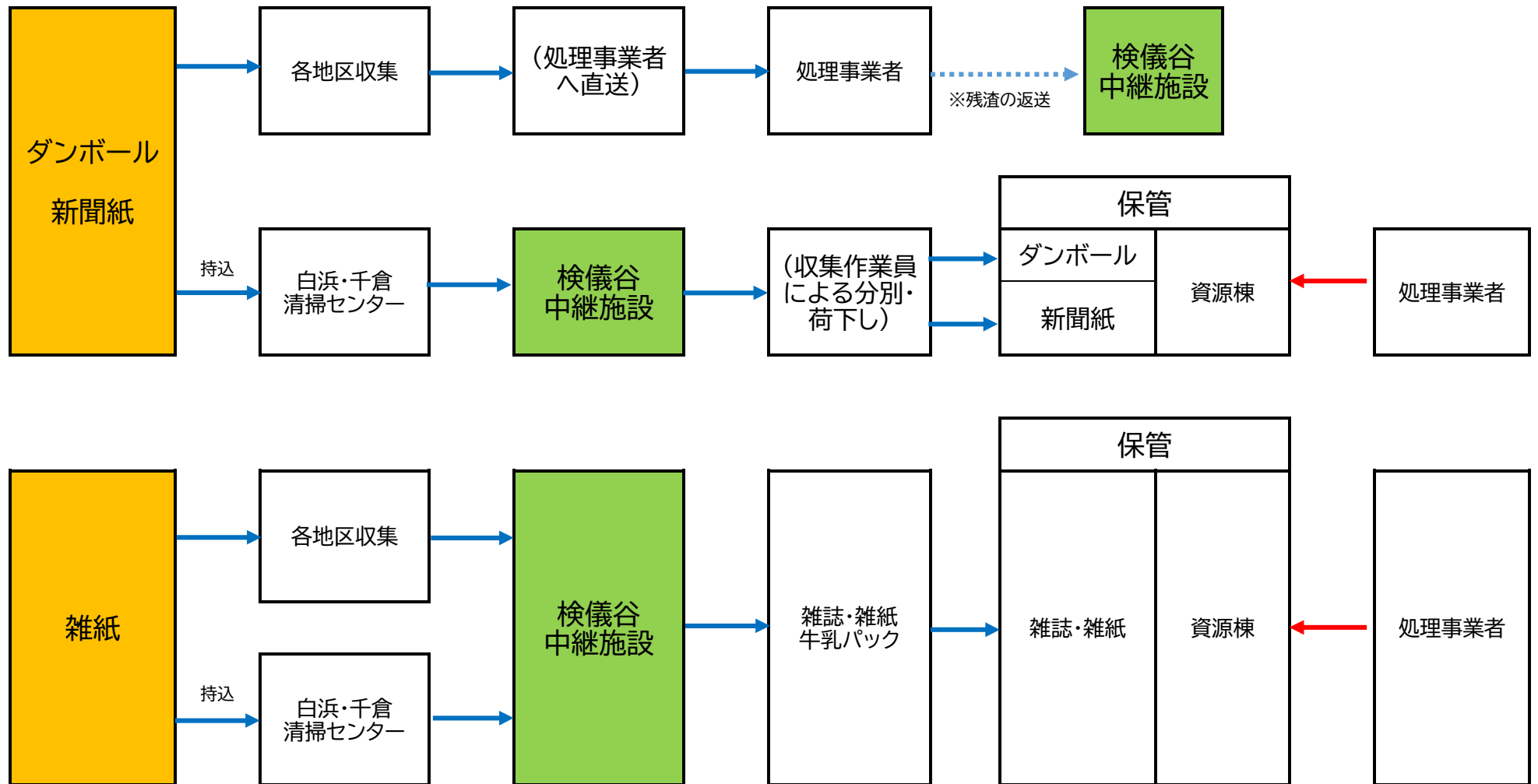
※容器包装プラ・製品プラの分別必要なし。

※破袋の必要なし。

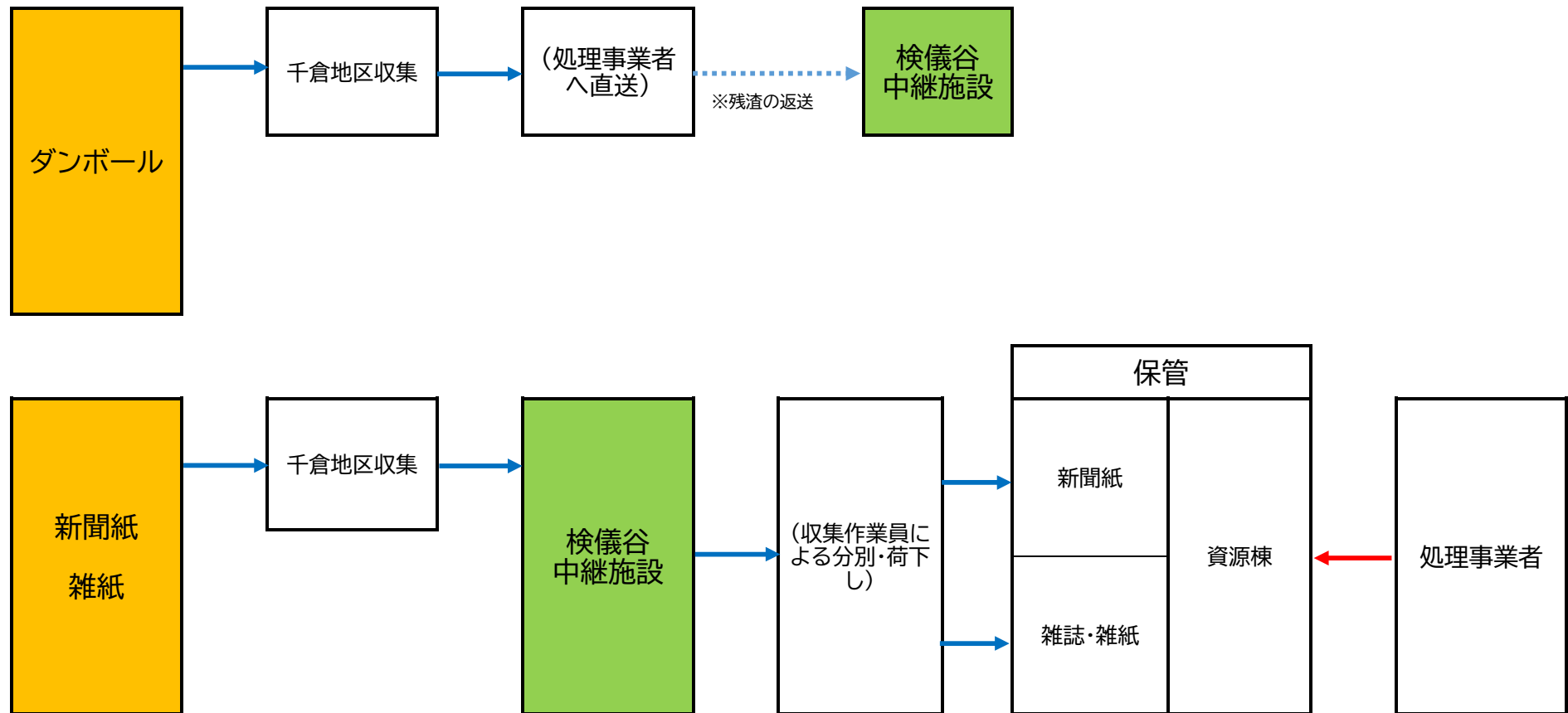
2. 空缶の処理イメージ(全地区共通)



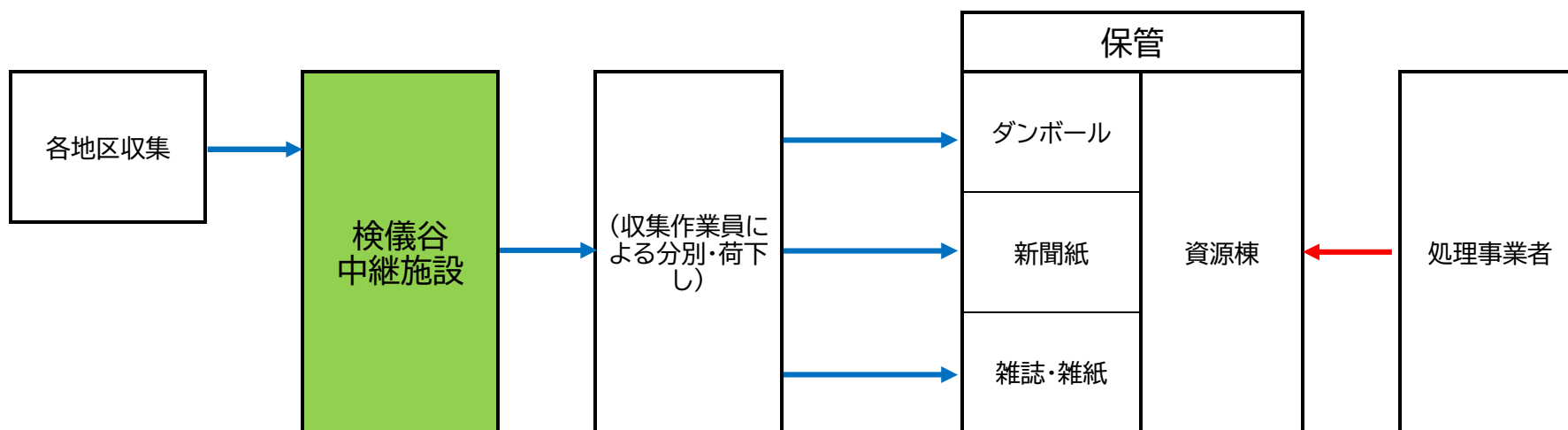
3-1.ダンボール・新聞紙・雑紙等の運搬イメージ(白浜・和田・丸山地区)



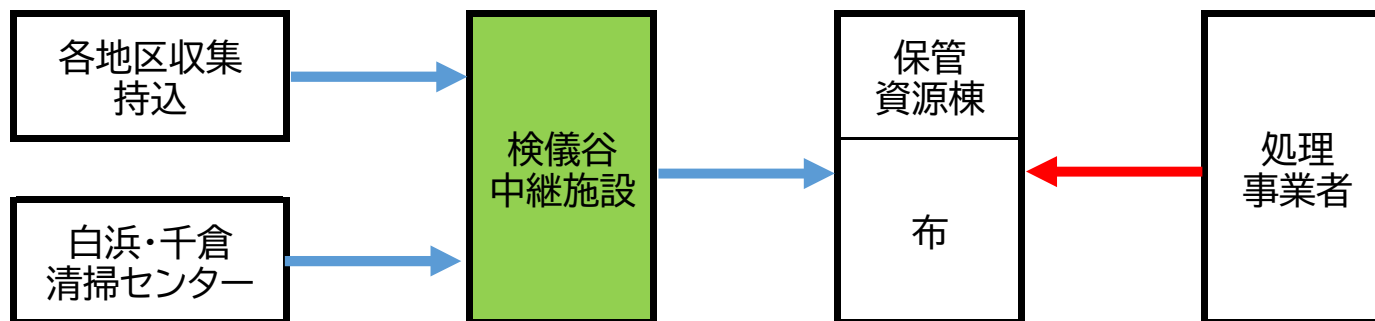
3-2.ダンボール・新聞紙・雑紙等の運搬イメージ(千倉地区)



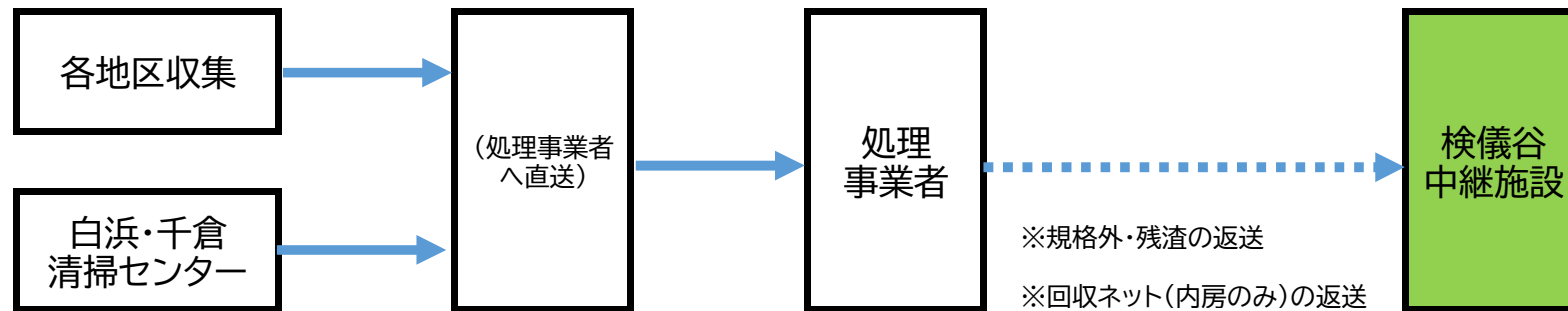
3-3.ダンボール・新聞紙・雑紙等の処理イメージ(鋸南・富山・富浦・三芳地区)



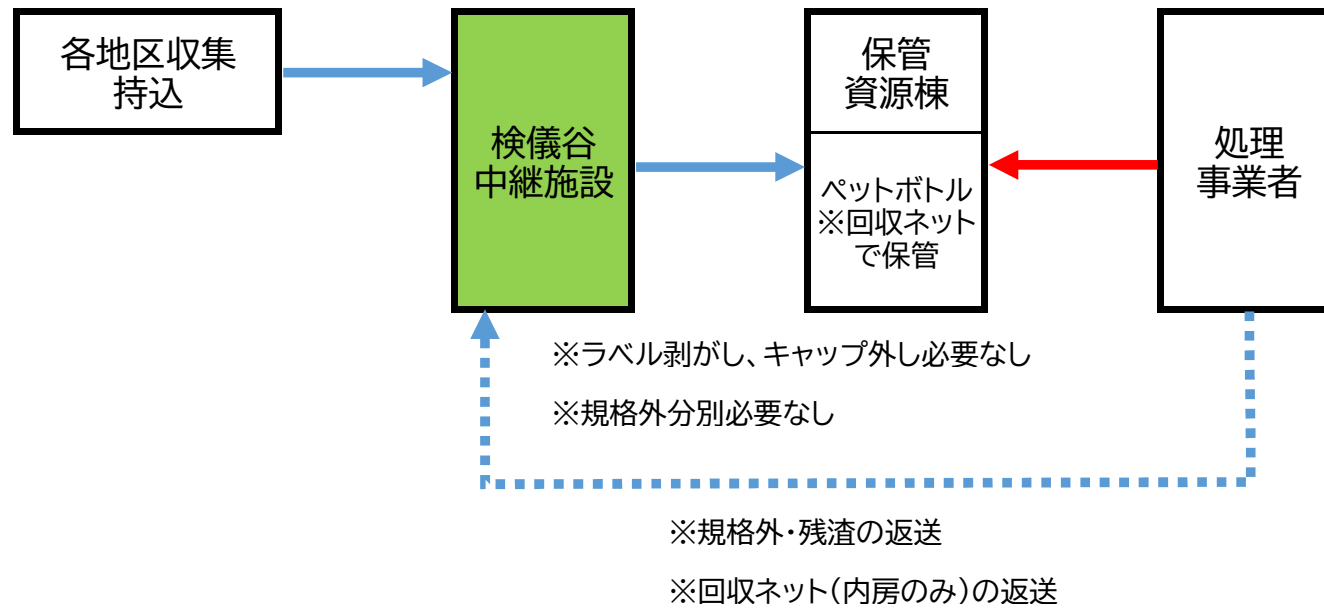
4.布の処理イメージ(全地区共通)



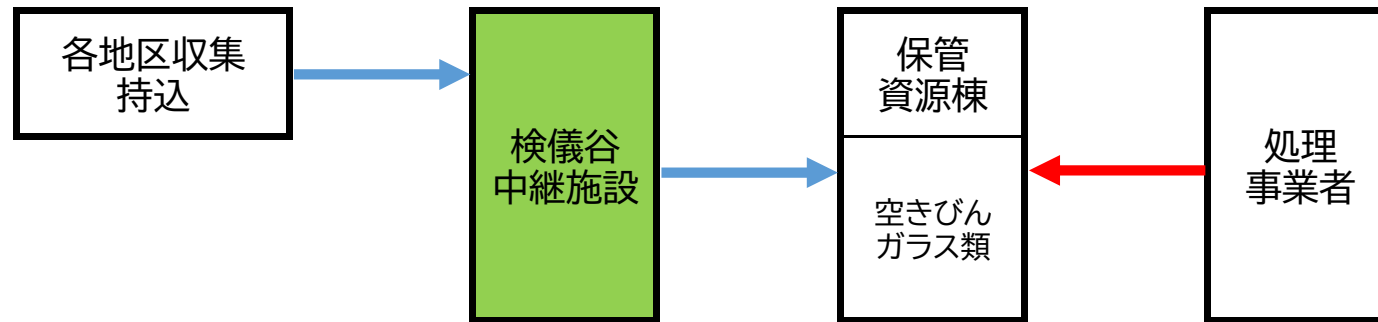
5-1.ペットボトルの処理イメージ(富浦(原岡・多田良)・三芳(一部)・白浜・和田・丸山・千倉)



5-2. ペットボトルの処理イメージ 鋸南・富山・富浦(南無谷地区)・三芳(一部)



6.「空きびん」「ガラス・せともの」の処理イメージ(鋸南・富山・富浦・三芳)

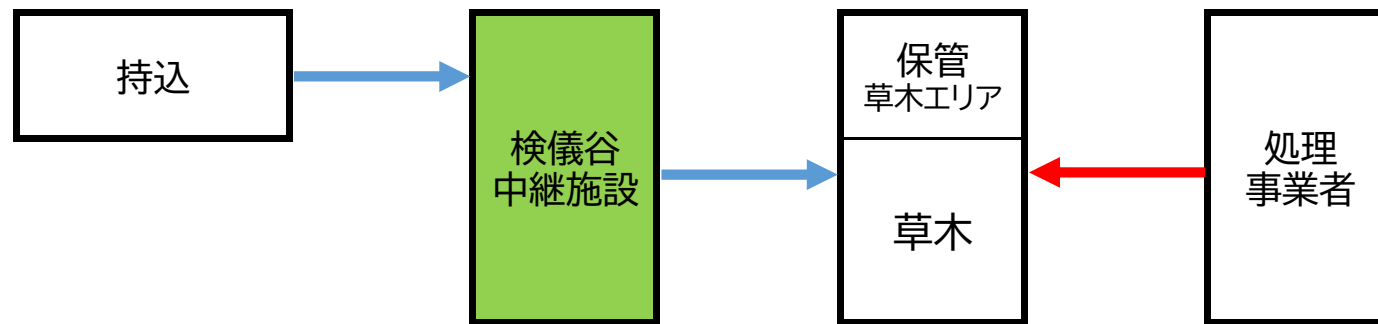


※詳細な分別の必要なし

※収集カゴの整理あり

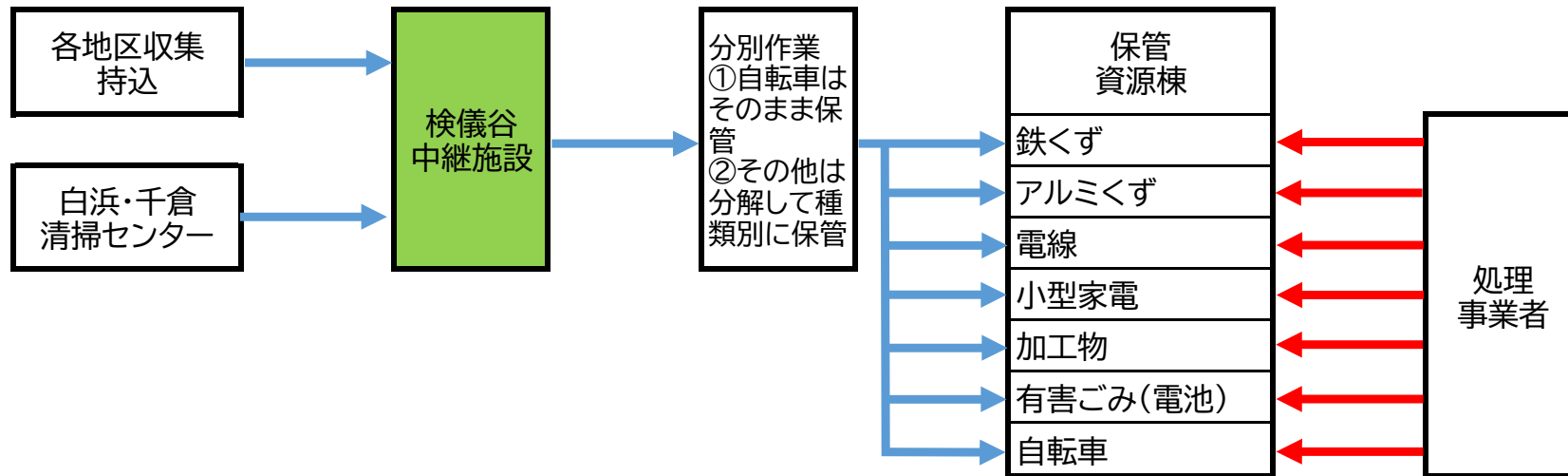
注) 外房地区収集分は白浜清掃センターに貯留し、
処理事業者へ直接搬入するため、検儀谷中継施設への搬入はなし。

7.「草木類」の処理イメージ(鋸南・富山・富浦・三芳)

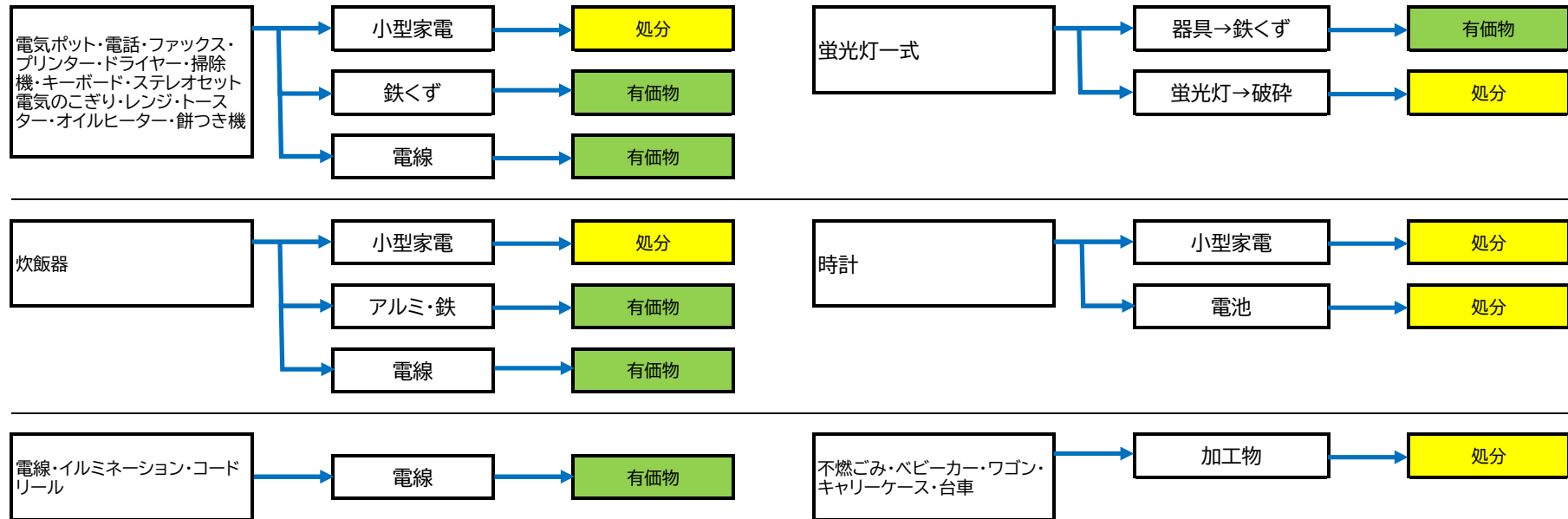


注) 外房地区分は千倉・白浜清掃センターに貯留し、
処理事業者へ直接搬入するため、検儀谷中継施設への搬入はなし。

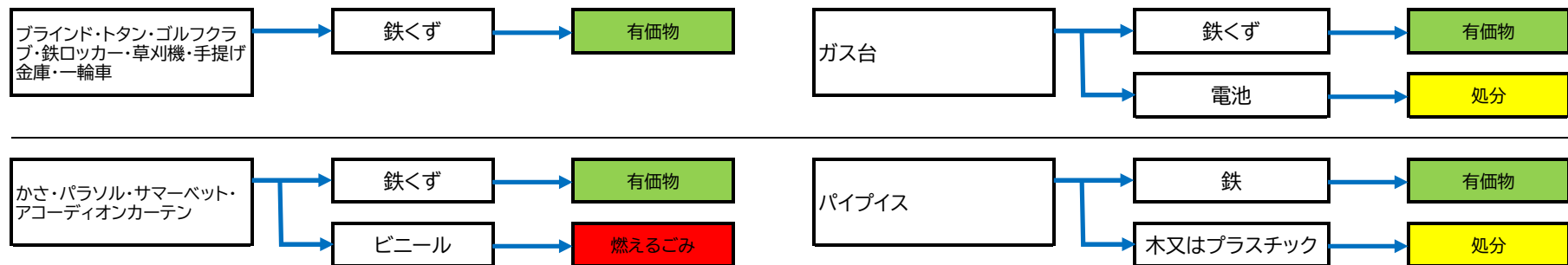
8-1.不燃ごみ(不燃性粗大ごみ含む)の処理イメージ(全地区共通)



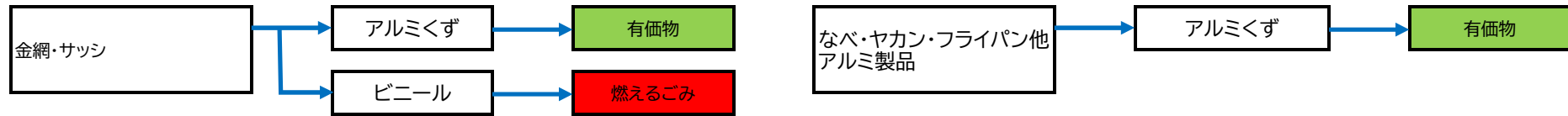
8-2.不燃ごみの分解作業イメージ(電気類)



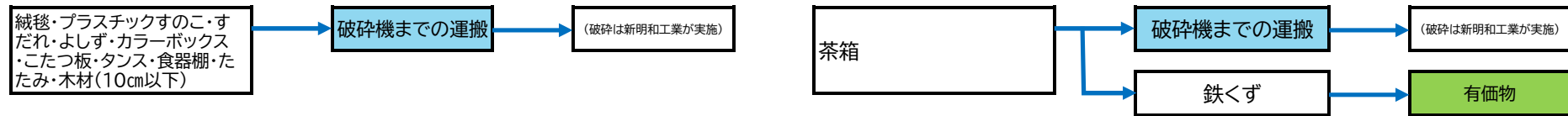
不燃ごみの分解作業イメージ(鉄くず)



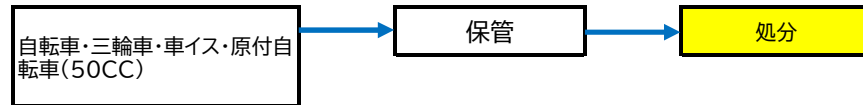
8-3.不燃ごみの分解作業イメージ(アルミくず)



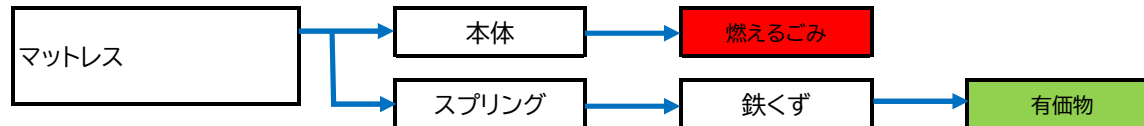
不燃ごみの分解作業イメージ(裁断するもの)



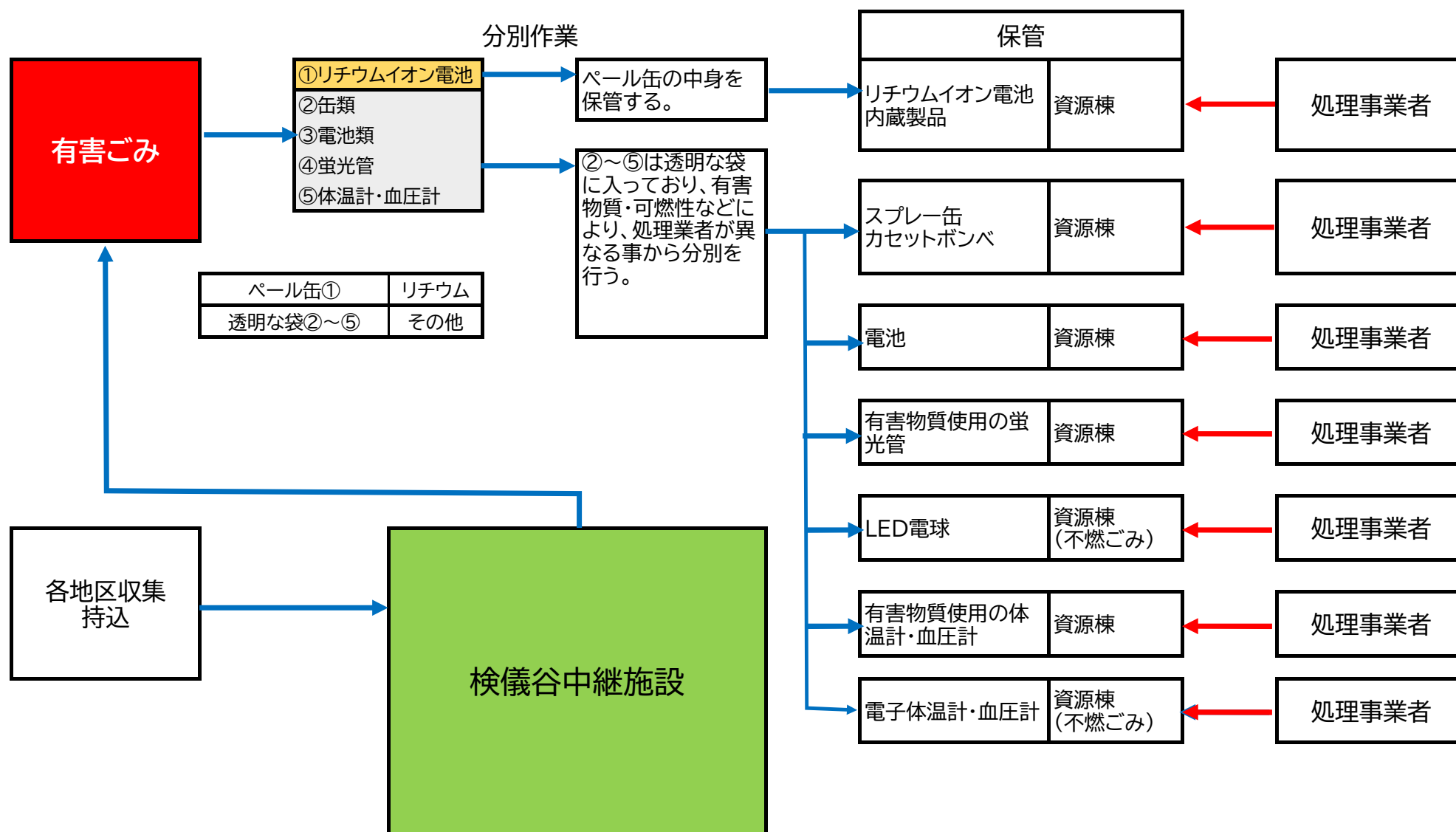
不燃ごみの分解作業イメージ(保管→運搬処分)



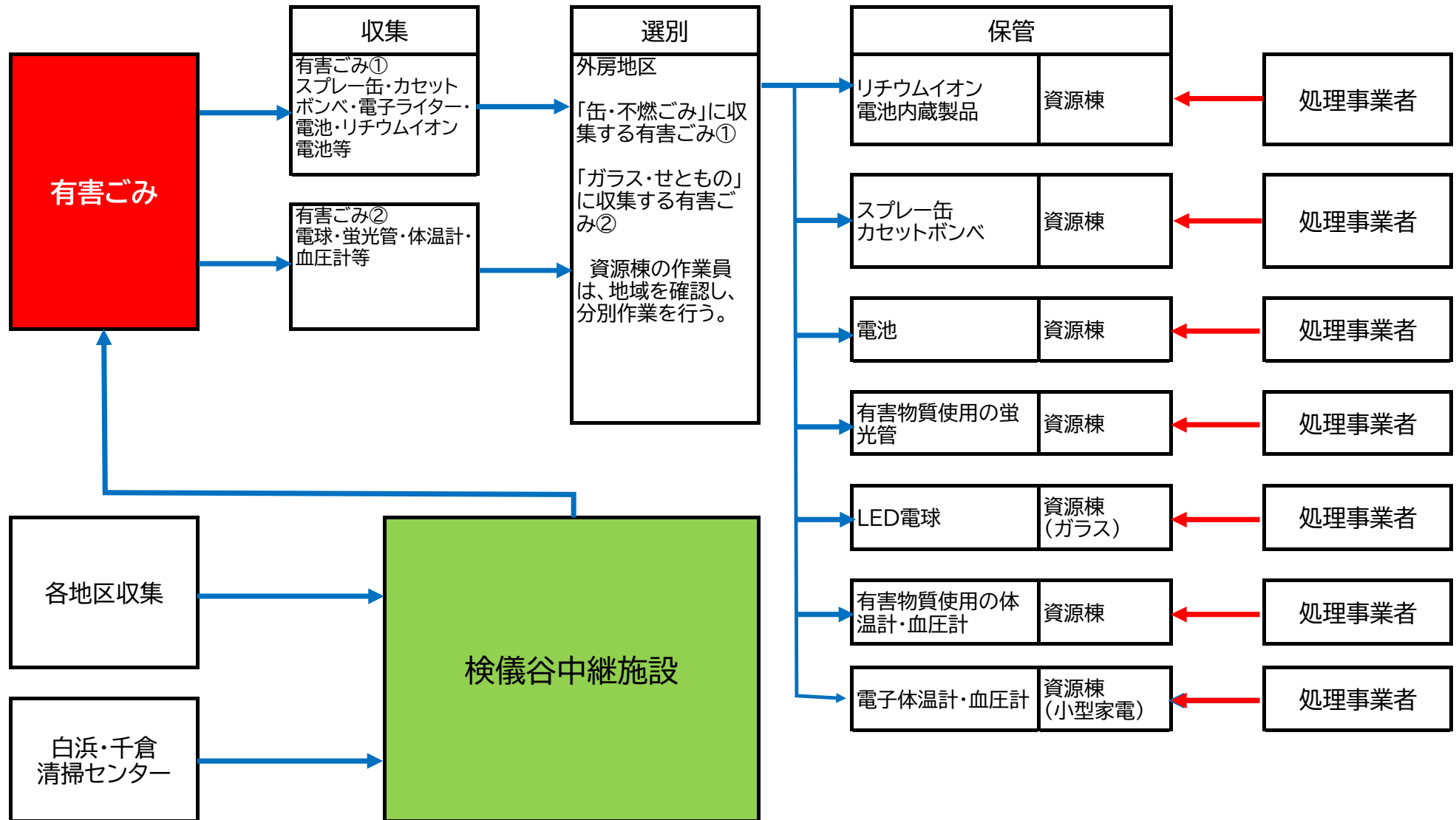
不燃ごみの分解作業イメージ(手作業)



9-1.有害ごみの処理イメージ(鋸南・富山・富浦・三芳地区)



9-2.有害ごみの処理イメージ(白浜・和田・丸山・千倉地区)



別紙 2 搬出量実績

内房地区 R7搬出実績

	ダンボール (kg)	新聞 (kg)	雑誌・雑がみ (kg)	布類 (kg)	アルミ (kg)	鉄缶 (kg)	鉄くず (kg)	自転車 (kg)	電線 (kg)	アルミくず (kg)	びん (kg)	小型家電 (kg)	加工物 (kg)
4月	18,890	16,110	18,540	5,420	3,860	3,690	11,310	680	0	0	25,780	3,150	2,570
5月	20,020	14,450	14,550	8,010	1,980	4,090	11,020	190	0	840		4,010	0
6月	15,490	10,040	8,820	2,450	4,680	3,520	8,720	480	780	520		2,600	2,710
7月	22,570	13,240	13,250	4,730	2,130	3,260	10,300	460	0	0	34,990	1,440	0
8月	22,030	8,860	9,400	2,640	5,750	3,470	8,870	470	0	850		3,290	0
9月	22,470	11,770	12,150	4,190	3,960	0	9,370	460	990	670		3,130	2,760
10月	16,510	15,070	7,210	2,750	1,960	3,440	8,730	430	0	0	37,130	2,500	0
11月	18,780	11,130	10,310	5,140	1,970	3,500	11,210	450	0	580		3,350	3,080
12月	18,450	12,220	15,550	8,170	4,810	3,600	13,380	450	910	1,120		4,430	0
1月	23,020	11,130	11,820	2,460	2,910	3,820	10,780	480	0	0	35,650	3,340	0
2月	14,550	11,080	12,380	2,510	0	0	7,460	223	0	0		2,320	2,670
3月	20,860	12,620	16,110	5,220	5,830	6,240	12,820	650	1,000	840		2,860	0
	233,640	147,720	150,090	53,690	39,840	38,630	123,970	5,423	3,680	5,420	133,550	36,420	13,790

外房地区 R7搬出実績

	ダンボール (kg)	新聞 (kg)	雑誌・雑がみ (kg)	布類 (kg)	アルミ・鉄缶 (kg)	鉄くず (kg)	自転車 (kg)	電線 (kg)	アルミくず (kg)	小型家電 (kg)	加工物 (kg)
4月	10,580	12,550	13,990	3,080	5,580	7,410	0	0	310	4,950	2,320
5月	14,340	20,190	13,410	3,870	6,960	10,360	0	0	430	6,640	3,170
6月	12,820	17,240	13,740	2,870	8,400	7,230	790	0	300	7,030	2,340
7月	16,680	16,790	11,940	9,840	7,200	8,100	0	0	340	4,960	3,150
8月	17,130	18,330	13,410	0	8,620	7,230	650	0	300	6,550	2,430
9月	12,410	15,840	13,580	4,790	6,980	7,480	1,880	0	310	2,360	4,270
10月	14,950	14,980	10,550	3,350	8,460	7,660	0	0	320	6,810	1,950
11月	13,350	17,650	11,110	2,870	5,780	7,420	880	0	310	7,340	2,450
12月	17,680	20,570	19,260	8,990	8,560	12,890	1,840	0	540	7,150	5,080
1月	17,620	18,200	15,780	3,080	7,320	9,590	880	0	400	2,270	4,060
2月	11,570	13,370	11,210	2,920	4,880	7,910	0	0	330	0	2,260
3月	12,340	17,320	11,010	7,340	7,400	9,450	2,490	3,470	390	2,300	4,100
	171,470	203,030	158,990	53,000	86,140	102,730	9,410	3,470	4,280	58,360	37,580

別紙3 草刈り・側溝清掃業務範囲

